

千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正
委員から寄せられた質疑・意見に対する見解

令和 2 年 2 月 2 1 日

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
1	現状	(12月20日委員会での質疑・意見) 千葉県においてどのように太陽光発電施設が設置され、それを県がどのように把握する仕組みがあるのか、問題が生じている事例は何かなど、県内における太陽光発電に関する全般的な説明がほしい。	(12月20日委員会での回答) 苦情・要望が寄せられた全国の事例のうち、千葉県については4件把握しており、斜面や林地に設置するものや、大部分が斜面で一部平坦な林地・農地に設置されるもの、大部分が平坦で一部斜面を含む土地や、全て斜面である林地に設置されるものがある。規模としては、1万kWを超える非常に大きいものと数百kWのものが2件ずつとなっている。 【追加回答】 ○図1「千葉県内におけるFIT認定件数」 県内における太陽光発電施設の状況については、別添資料のとおり、主にFIT認定情報により把握しているところであり、2019年10月末時点で約25,000件となっている。
2	現状	(12月20日委員会での質疑・意見) 太陽光発電施設の規模ごとに見た場合、小規模な場合と大規模な場合で、どのような問題や苦情、懸念が多いのか。	【追加回答】 大規模な2件では、動植物・生態系への影響や景観が共通した苦情の内容となっており、うち1件で水の濁りや土砂災害に関する苦情も含まれている。 小規模なものでは、2件に共通した内容はないが、景観、土砂災害、反射光が苦情の内容となっている。
3	規模要件 (指標)	(12月20日委員会での質疑・意見) 発電出力と面積の両方を要件に規定している自治体はあるか。	(12月20日委員会での回答) 宮城県が、出力3万kW以上を対象としつつ、面積要件も別途設ける内容で、パブリックコメントを実施している。(12月16日まで)

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
4	規模要件 (指標)	(12月20日委員会での質疑・意見) 千葉県としては、発電出力と面積のいずれかが一定規模以上になれば対象とする予定か。	(12月20日委員会での回答) シンプルな観点が必要と考えており、どちらかに絞りたい。直接的な指標は面積であり、どちらかといえば面積を要件とした い。 発電事業においては面積に係る統一的な考え方が存在せず、外形的判断が困難という課題はあるが、それを除けば、面積は直接的な指標であり最もリーズナブルと考える。
5	規模要件 (指標)	(12月20日委員会での質疑・意見) 規模要件の指標とする「面積」とは、太陽光パネルの面積ではなく事業区域面積なのか。	(12月20日委員会での回答) 今後、明確にする必要があるが、参考までに、「工場立地法」では、太陽光パネルと発電に必要な一連の装置又は設備の水平投影面積として取り扱っており、そのような他法令の取扱いも踏まえて検討する。
6	規模要件 (指標)	(12月20日委員会での質疑・意見) 資料1スライド6の「事業区域の面積」とは、パネルのみではなく、事業区域全体の面積なのか。	(12月20日委員会での回答) 当該資料は資源エネルギー庁のデータを用いているが、太陽電池発電所の面積は明確な規定がなく、事業者が提示した面積を用いていると聞いている。同様の事業でも事業者によって面積の捉え方が違えば、誤差が生じる要因となる。
7	規模要件 (指標)	(12月20日委員会での質疑・意見) 資料2参考3に示された他の自治体のうち、愛媛県だけが規模要件の指標を出力としているが、特有の理由や経緯はあるのか。	【追加回答】 愛媛県の担当部署に確認したところ、「過去の愛媛県環境影響評価審査会において条例対象事業の規模要件を審議した際に、原則として法の第一種事業の2分の1の規模とすることとされており、今回もそれに倣い設定した」とのことである。
8	規模要件 (水準)	(12月20日委員会での質疑・意見) 法も条例も対象とならない小規模なものについて、環境影響評価を行わないことにより問題が生じている事例はあるか。	(12月20日委員会での回答) 小規模なものについては、事業特性や立地環境によって異なるが、問題がないということはない。しかしながら、太陽光発電事業に限らず、環境影響が大きくなるおそれのあるものを条例の対象としていることから、他の対象事業との整合を図る上でも、ある程度規模の大きな事業を対象とする必要がある。

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
9	規模要件 (水準)	(12月20日委員会での質疑・意見) 海外事例のように、基本的に全てを対象とし、行政の裁量によって環境影響評価の対象とするかしないかを選択するような運用はできないか。	(12月20日委員会での回答) 現在の日本の制度では、そのような考え方が採られておらず、将来的な課題として捉えざるを得ない。
10	規模要件 (水準)	(12月20日委員会での質疑・意見) 太陽光発電において、出力が上がった場合に面積が増えるということになると思うが、出力が上がると何が問題になるのか。	(12月20日委員会での回答) 国は、法対象事業の第1種を4万kWとしているが、これは面積100haに相当する出力を、現在の出力と面積の回帰式等から求めた数値であるため、技術革新により発電効率が上がれば、同じ面積でも出力が大きくなる可能性があり、出力と面積の関係が崩れる。このため、国は5年程度経過後に見直しを行うこととしている。
11	規模要件 (水準)	(12月20日委員会での質疑・意見) ある面積以上変更しなければ環境影響評価の対象とならないのでは、少しずつ変更し、法の網をくぐるのが問題になるのではないか。	(12月20日委員会での回答) そのようなことも想定される。 【追加回答】 特段の理由無く分割して太陽光発電設備を設置する場合はFIT認定されないため、意図的に分割することは少ないと考えられる。
12	規模要件 (水準)	(12月20日委員会での質疑・意見) 面積は条例の規模要件に満たないが、出力が法の規模要件に該当する場合に、規制をかけるという考え方が腑に落ちない。出力は高ければ高いほどいいかと思うが、出力が高すぎることのデメリット、問題はあるのか。	(12月20日委員会での回答) 面積と出力にある程度の相関もあり、現状の技術水準では大きく外れることはないと考えている。 小規模なものも含めたすべてについてアセスで環境面を見るのではなく、例えば面積が1ha超の森林開発の場合には林地開発許可が必要となり、許可の基準がかなり厳しく設定されている。崩落があってはいけないので、しかるべき審査が行われ許可が出される。1ha以下の場合でも、本県の場合は届出制度があり、一定の審査が行われるので、太陽光そのものというよりは、土地開発をする際に一定の審査が行われることになる。

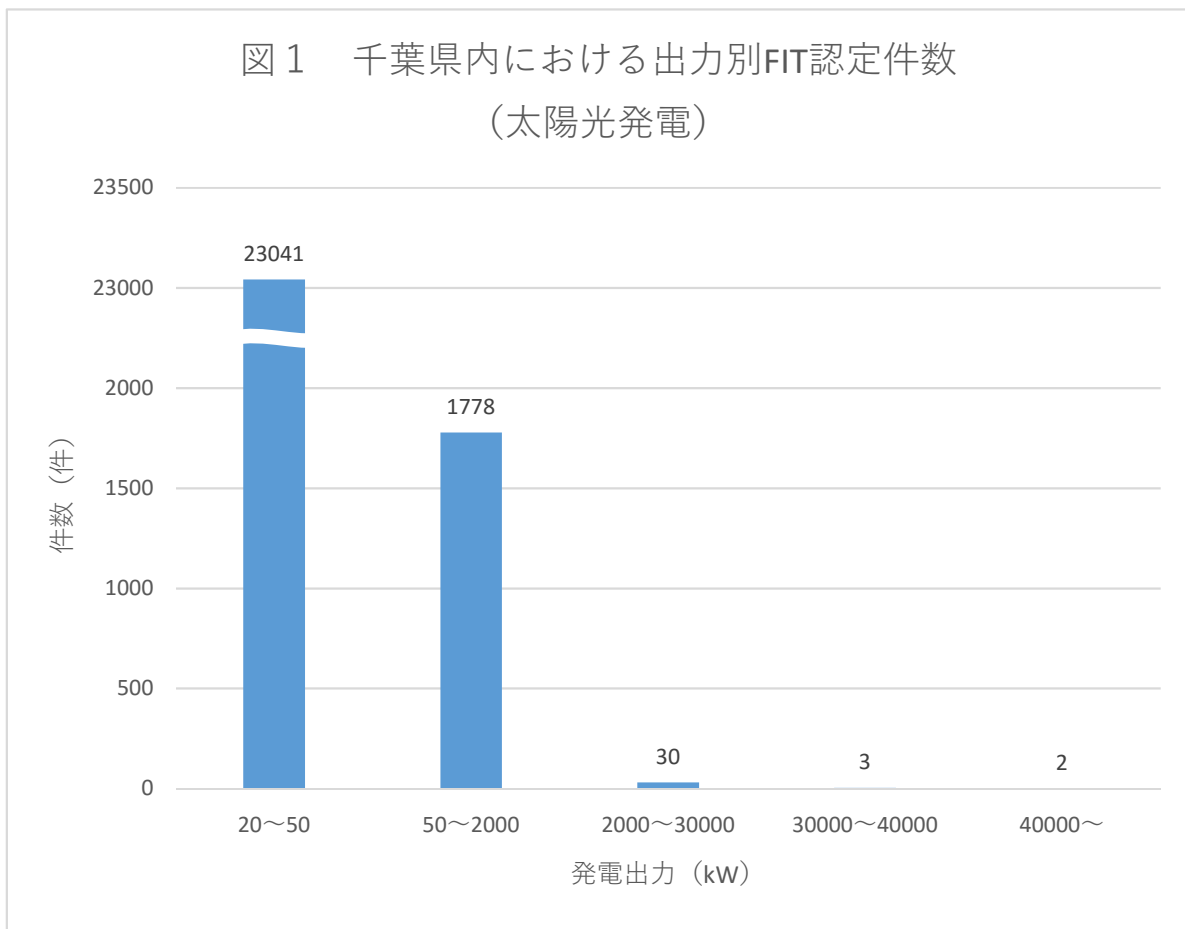
No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
13	規模要件 (水準)	(12月20日委員会での質疑・意見) アセスの対象とならない規模の扱いが重要であり、それを踏まえて条例対象の規模要件の判断ができる。 小規模のものを除外することは、簡易アセスという概念からみても問題である。	(12月20日委員会での回答) 他法令や自主アセス等の制度ごとに、どの部分にどう手当てがなされるかということ、その中でアセスが担う部分について、次回示したい。 【追加回答】 ○表2「太陽光発電事業に関する規制等」 ○図3「法、条例及び自主アセスガイドラインの対象範囲」 太陽光発電事業に係る規制等については、別添資料に示すとおりである。条例対象規模未滿の太陽光発電事業については、自主アセスが適切に行われるよう、環境省がガイドラインの作成を進めており、県としては制度を周知し、適切な環境配慮が行われるよう努めたい。
14	規模要件 (水準)	(12月20日委員会での質疑・意見) アセスの対象に含まれる部分については、小規模のものを拾うことが件数的にも難しいため、限られると思う。太陽光発電に関する別の条例等があるのかについて情報をいただくと、アセスが最後の砦ではないということもわかると思うので、そういう情報もいただくとありがたい。	(12月20日委員会での回答) 他県の状況を改めて確認したい。基本的には、既存の対象事業を考慮し、それと同程度の規模を設定している自治体が多いという印象である。 【追加回答】 ○表3「条例で太陽光発電事業を環境影響評価の対象にしている他県の事例」 確認した結果、別添資料のとおり、既存の対象事業や先進県を参考にした例が多くなっている。
15	規模要件 (水準)	(12月20日委員会での質疑・意見) 他の県の規模要件の水準の設定根拠が知りたい。	(12月20日委員会での回答) 他県の状況を改めて確認したい。基本的には、既存の対象事業を考慮し、それと同程度の規模を設定している自治体が多いという印象である。 【追加回答】 ○表3「条例で太陽光発電事業を環境影響評価の対象にしている他県の事例」 確認した結果、別添資料のとおり、既存の対象事業や先進県を参考にした例が多くなっている。

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
16	設置場所	(12月20日委員会での質疑・意見) 千葉県は土石流や地滑りが少ない県であるが、急傾斜地は全国で13位と比較的多く、斜面に太陽光パネルを設置する場合、土砂災害等が懸念されるため、面積だけでなく、設置場所による差別化を図れないか。	(12月20日委員会での回答) アセスの対象をどこまでを捉えるかという話と、太陽光の諸問題をどう捉えるかというのは別の問題であると考えている。FIT制度において、その技術的なガイドラインを見直す中で、崩落の危険性等をどう扱うかは、大きな課題の一つになっている。 森林、特に斜面になっているところでは土砂災害等の問題が生じやすいと考えられるが、森林については林地開発許可が必要になることから、条例対象事業である「土砂等の埋立て等の事業」の規模要件で、林地開発が必要な区域を含む自然公園等区域内が「10ha以上」、それ以外は「40ha以上」と場所によって差別化を図っており、この考え方は参考になると考えている。
17	設置場所	(12月20日委員会での質疑・意見) 土砂等の埋立て等の事業では、自然公園等区域とそれ以外で水準を分けており、この面積を当てはめることで機械的にきめ細かく対象の地域を区分できるのではないか。	【追加回答】 太陽電池発電施設の安全性の確保については、経済産業省の「新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ」において、新たな技術基準の整備や電気保安水準の確保などが検討されている。
18	設置場所	(12月20日委員会での質疑・意見) 日本の環境において、湿地と草地在り、数ha程度の規模の草地では生息できない種もあるため、草地に関しては小規模のものでも対象にできないか。	(12月20日委員会での回答) 千葉県は太陽光発電のFIT認定数が非常に多く、現実的にどこまで対象にすべきかということを考えるにあたり、県内の太陽光発電施設の出力別の件数などについて、手持ちのデータを整理したい。
19	設置場所	(12月20日委員会での質疑・意見) 斜面に設置される例などで、小規模なものがアセスの対象外になってしまうのでは、実質的な効果があるのか疑問である。基本的に太陽光発電事業は全てアセスの対象とし、設置場所によって除外規定等を作るのはどうか。	【追加回答】 ○図1「千葉県内におけるFIT認定件数」 県内のFIT認定件数は、令和元年10月末時点で約25,000件あり、50kW未満が約93%を占めている。
20	設置場所	(12月20日委員会での質疑・意見) 太陽光発電については重畳影響が考慮されていない。例えば、東京湾沿いに立地する火力発電所全てを含めた環境影響を考慮するという考え方を太陽光発電にもあてはめるべきではないか。	(12月20日委員会での回答) 東京湾沿いの火力発電所については、個々に見てもアセス対象となる規模のため、単純な比較はできない。また、太陽光発電の場合、本県においては約93%、約23,000件が50kW未満であり、それを含めて考慮することは現実的には難しい。

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
21	設置場所	(12月20日委員会での質疑・意見) 小規模でも斜面に設置するものが至る所にできると、これだけでも森林生態系の破壊につながる懸念される。	(12月20日委員会での回答) 設置自体を禁止するところまでは、アセスでは現実的には難しく、限界があると言わざるを得ない。 【追加回答】 ○表1「太陽光発電施設の設置に係る土地造成・土地利用上の主な規制等」 ○図2「太陽光発電施設の設置に必要な関係法令等の対象範囲」 急傾斜地や地すべり等、法令で指定されている区域の土地利用については、指定の目的を損ねないことや災害等が発生しないことなどについて、個別法による許認可等、一定の手続きにより確認される。
22	設置場所	(12月20日委員会での質疑・意見) 千葉県地域性として、砂斜面の崩壊や、浸水しやすい台地等、千葉県独特の災害を念頭に置いた上で、簡易アセス等の仕組みを使い、小規模のものも捕捉すべきである。	○図3「法、条例及び自主アセスガイドラインの対象範囲」 条例対象規模未満の太陽光発電事業については、自主アセスが適切に行われるよう、環境省がガイドラインの作成を進めており、県としては制度を周知し、適切な環境配慮が行われるよう努めたい。
23	設置場所	(12月20日委員会での質疑・意見) 小規模な太陽光発電施設は、一つ一つは問題がなくとも、あるエリアに大量に設置される場合には環境への影響が懸念されるため、そのような場合も考慮すべきである。	
24	その他	(12月20日委員会での質疑・意見) 資料2参考3に記載の自治体は、国の政令改正前に、独自に太陽光発電事業を条例対象事業とした自治体か。	(12月20日委員会での回答) 政令改正前に条例対象としていた自治体、政令改正後に条例対象とした自治体（手続中を含む。）である。
25	その他	(12月20日委員会での質疑・意見) 条例対象事業に太陽光発電事業を加えたとしても、既にFIT認定を受けた事業は環境影響評価の対象とならないのではないか。	(12月20日委員会での回答) 改正規則の施行日前までに電気事業法に基づく工事計画の認可申請又は届出が行われていなければ、条例の対象となり環境影響評価手続を行う必要がある。FIT認定は電気事業法の手続き前に行われるもので、FIT認定申請時に方法書手続を開始している必要がある。

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
26	その他	(12月20日委員会での質疑・意見) 太陽光パネルの撤去・廃棄については、耐用年数の問題や、高効率なパネルへの変更など、他の発電事業に比べてリプレイスのサイクルが早いと考えられるが、リプレイスも環境影響評価の対象になりうるか。	(12月20日委員会での回答) 太陽電池発電所の設置の工事業及び変更の工事業を対象としており、法ではどちらも4万kW以上に該当する場合には環境影響評価の対象となる。
27	その他	(12月20日委員会での質疑・意見) 太陽光発電が条例対象となった場合、ソーラーシェアリングへの対応はどうか。	(12月20日委員会での回答) 一つの事業として一定規模以上のものであれば対象となる。ただし、斜面や草地に設置する場合に比べて考慮すべき部分は少ないと思われるため、実際にアセスを行う段階では、項目や手法については簡略化できると考える。
28	その他	(12月20日委員会での質疑・意見) 例えば斜面に多数の建物があり、その上に太陽光パネルを設置するような事業も対象となるか。	
29	技術指針	(12月20日委員会での質疑・意見) 太陽光発電に特有の環境問題として、パワーコンディショナの騒音や、反射光、パネルの撤去・廃棄が挙げられているが、その内容は何か。	(12月20日委員会での回答) 詳細は技術指針についての審議の際に御検討いただくことになるが、例えば、パワーコンディショナの騒音は特定の周波数が卓越し耳につきやすく、出力が大きくなるほど問題になりやすいこと、太陽光パネルの反射光は住環境や景観への影響が考えられること、飛来生物等の生態系への影響としてはアカトンボがパネルを水面と間違えて産卵してしまう事例があること、などが考慮すべき事項として挙げられる。 パネルの撤去・廃棄については、施設の廃棄・撤去が予定されている場合は項目として選定すべきとされており、発生量や処分量を整理し環境影響をできるだけ回避・低減するためにどうするかということについて予測、評価を行うことになっている。 【追加回答】 ○参考資料1「発電所アセス省令（経済産業省令）の改正案について」 いずれの項目についても、省令改正案に含まれており、それらを踏まえて技術指針を改正することとしたい。

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
30	技術指針	<p>(12月20日委員会での質疑・意見)</p> <p>太陽光パネル等が設置されることによる環境影響として、どのような環境影響評価項目が該当するか。</p>	<p>(12月20日委員会での回答)</p> <p>技術指針を改正する中で、項目と手法について、太陽光発電に特有のものがあればそれを加えていくなど対応することになる。国の技術指針(発電所アセス省令)の改正内容を踏まえて検討することとしたい。</p> <p>【追加回答】</p> <p>○参考資料1「発電所アセス省令(経済産業省令)の改正案について」</p> <p>省令の改正内容を踏まえ技術指針を改正することとしたい。</p>



出典：資源エネルギー庁HPの集計データを基に作成（令和元年10月末時点）

※法令に基づき20kW以上のものが公表されている。

表1 太陽光発電施設の設置に係る土地造成・土地利用上の主な規制等

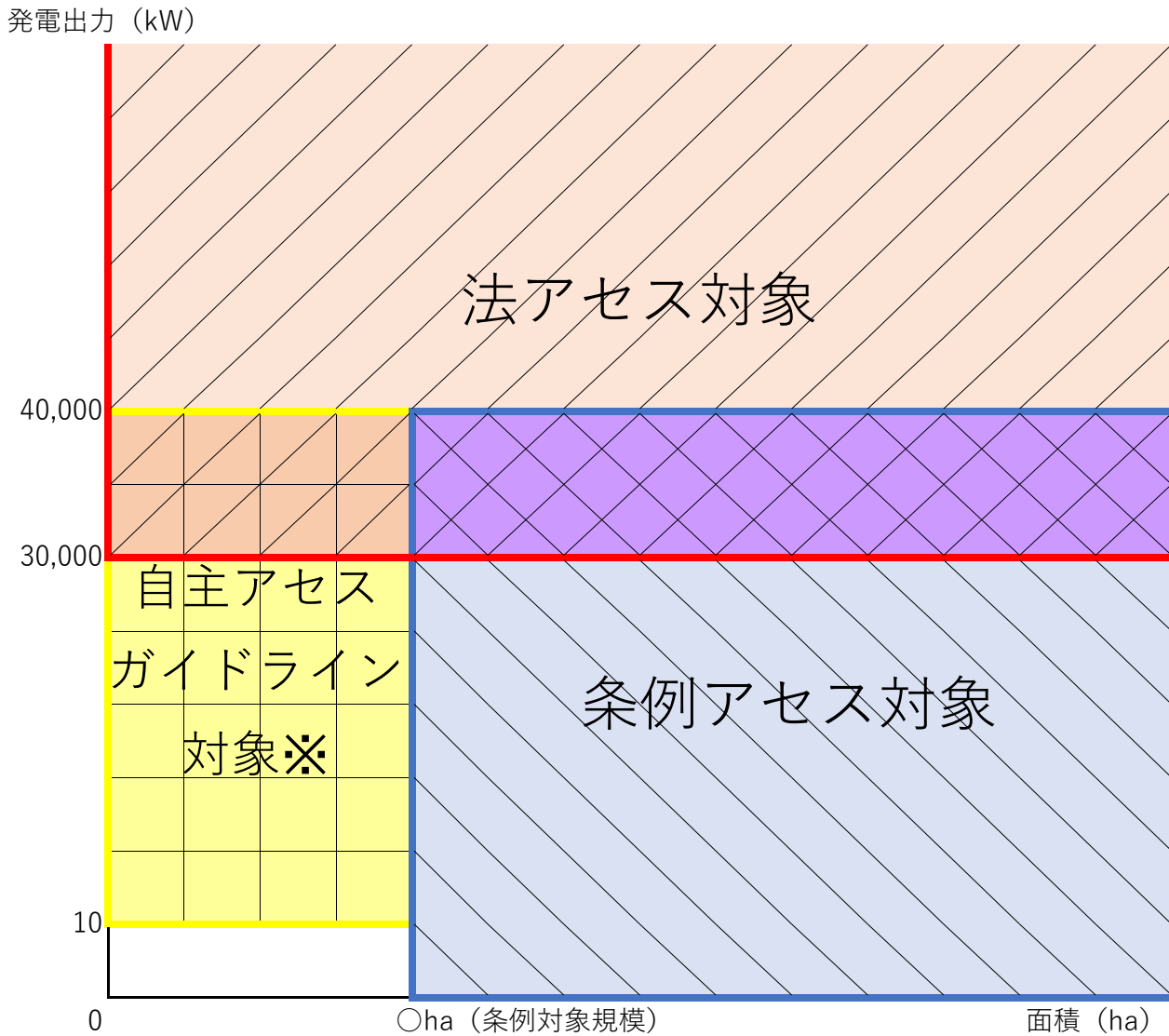
設置場所	根拠法令	許認可・届出	規制等の内容
地すべり防止区域	地すべり等防止法	許可	地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものでないこと
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	許可	急傾斜地崩壊危険区域の現況から判断して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれがないこと
宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	許可	技術的基準に従い、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならないこと
砂防指定地	砂防法、 千葉県砂防指定地における行為の禁止及び制限に関する条例	許可	治水上砂防のため支障がないこと
河川区域	河川法	許可	治水・利水上の支障がないこと など
港湾区域、 港湾隣接地域	港湾法	許可	港湾の利用・保全に著しい支障を与えないこと など
海岸保全区域、 一般公共海岸区域	海岸法	許可	海岸の保全に著しい支障を与えないこと
風致地区	関係各市の風致地区条例 ※市川市、船橋市、香取市、銚子市	許可	工作物の高さや規模を抑えること 工作物を設置する土地及びその周辺の土地における風致と調和させること など
景観計画区域	景観法 市町村景観条例 ※千葉県ほか20市町	届出	工作物の設置等の行為が各市町の景観計画に定める制限に適合すること
自然公園 (特別地域等)	自然公園法、 千葉県立自然公園条例	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・風致、景観との著しい不調和がないこと ・撤去に関する計画を定めること ・必要最小限の規模であること ・野生動植物の生息等に重大な支障を及ぼさないこと ・植生の復元が困難な地域等でないこと ・主要な展望地からの展望の著しい妨げとならないこと ・山稜線の分断等、眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと ・設置場所の勾配が30%を超えないこと ・自然草地等でないこと ・土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと など

設置場所	根拠法令	許認可・届出	規制等の内容
自然公園 (普通地域)	自然公園法、 千葉県立自然公園条例	届出	太陽光発電施設については、同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が 1,000 m ² を超えるものは届出が必要。 大臣又は知事は、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
自然環境保全地域 (特別地区)	千葉県自然環境保全条例	許可	工作物を設置する土地及びその周辺の土地の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと
自然環境保全地域 (普通地区等)	千葉県自然環境保全条例	届出	工作物の水平投影面積が 200 m ² を超える場合には届出が必要。 知事は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は相当の期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
鳥獣保護区特別保護地区内	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	許可	当該行為が鳥獣及び鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと
農地	農地法	許可	周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと など
地域森林計画対象 民有林	森林法	許可	1ha を超える開発行為を行う場合は知事の許可が必要であり、知事は許可をしようとするときは都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。 許可基準は以下のいずれにも該当しないこと。 ・土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。 ・水害を発生させるおそれがあること。 ・水源かん養機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 ・環境を著しく悪化させるおそれがあること。
地域森林計画対象 民有林	千葉県林地開発条例	届出	0.3ha～1ha の規模の開発行為を行う場合は知事への届出が必要。 知事は、災害の防止等のため必要があると認めるときは、開発行為を中止し、災害の防止等のため必要な措置をとることを勧告することができる。
特別緑地保全地区	都市緑地法	許可	当該緑地の保全上支障がないこと

表2 太陽光発電事業に係る規制等

関係法令等	主な内容	アセス手続との関係
電気事業法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための保安規程を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。(第42条) ・事業用電気工作物の設置又は変更の工事をしようとする者は、工事計画について経済産業大臣の認可を受けなければならない。(第47条) ・事業用電気工作物の設置又は変更の工事をしようとする者は、前条の場合を除き、工事計画を経済産業大臣に届け出なければならない。(第48条) 	<p>法アセスの場合は、環境影響評価書の内容が認可の審査に反映される。</p> <p>条例アセスの場合は、認可の申請又は届出を行う前に、環境影響評価準備書の作成・送付が必要となるが、評価書の内容は認可の審査には反映されない。</p>
FIT法	<p>固定価格買取制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた買取価格・買取期間による電気の供給契約の申込があった場合には、応ずるよう義務づけるもの。発電事業者が、電力会社に電気を売電するためには、経済産業大臣から事業計画認定を受ける必要がある。(発電事業が円滑かつ確実に実施されるかを国が確認。要件を満たさなくなった場合には認定取消)</p> <p><主な認定の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検及び維持管理 発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施すること。 ・設備の廃棄 発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る発電事業を廃止する際の発電設備の取り扱いに関する計画が適切であること。 ・土地の確保 発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること。 ・関係法令の遵守 関係法令(条例を含む)の規定を遵守すること。 	<p>アセス手続(法及び条例)が必要となる設備については、環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類を添付する必要がある。</p> <p>(「設備認定申請における環境影響評価に関する添付書類について」平成28年12月5日資源エネルギー庁)</p>
事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)	<p>FIT法・施行規則に基づき再生可能エネルギー発電事業者に求める事項について記載したもの。適切な事業実施のために、企画立案、設計・施工、運用・管理、撤去及び処分の各段階において必要な措置を定めている。</p>	
市町村条例、ガイドライン、指導要綱	<p>太陽光発電設備の設置に関して条例等を定めている市町村(10市町村)においては、設備の設置前の事前協議の実施や、近隣関係者への事前周知・説明会等の実施、環境配慮書の提出、太陽光発電設備の設置について自粛を要請する区域の指定などの規定を設けている。</p>	—

図3 法、条例及び自主アセスガイドラインの対象範囲



※建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く、10kW以上の事業用太陽光発電施設が対象。

※ガイドライン（案）について、環境省が令和2年1月23日までパブリックコメントを実施

表3 条例で太陽光発電事業を環境影響評価の対象にしている他県の事例

自治体名 (施行年月)	規模要件	規模要件の考え方
長野県 (H28. 1)	第1種 太陽光発電所の用に供される敷地の面積 50ha 以上 第2種 森林の区域における太陽光発電所の用に供される敷地の面積 20ha 以上	既存の対象事業（面開発等）と同様とした （第2種は、森林等への立地が多いこと、2MW 以上の平均面積が約 20ha であることなどから設定）
大分県 (H30. 1)	太陽光発電所の用に供される敷地の面積 20ha 以上	長野県を参考に設定した （長野県と大分県の森林面積の割合等を勘案して設定）
山形県 (H30. 4)	太陽光発電所の設置に係る土地（施設整備の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路、その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地）の面積が 50ha 以上（特別地域：20ha 以上）	先進県を参考に設定した
静岡県 (H31. 3)	第1種 太陽光発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積（太陽光発電所敷地面積） 50ha 以上又は森林伐採区域の面積 20ha 以上 第2種 太陽光発電所敷地面積 20ha 以上 50ha 未満又は特定地域内における太陽光発電所敷地面積 5ha 以上	既存の対象事業（面開発等）と同様とした （20ha については、メガソーラーの平均面積や先進県を参考に設定）
山口県 (R1. 6)	第1種 太陽光発電所の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（太陽光発電所敷地等）の面積が 100ha 以上 第2種 太陽光発電所敷地等の面積が 50ha 以上 100ha 未満又は森林伐採区域の面積 20ha 以上	既存の対象事業（面開発等）と同様とした。 （第2種は、先進県の事例や保安林の皆伐面積の上限が 20ha であることを目安とした）
鳥取県 (R1. 10)	敷地面積 20ha 以上（特別地域：10ha 以上）	先進県を参考に、保安林の皆伐面積の上限である 20ha を目安として設定した （特別地域は、県内の状況を考慮し、一般地域の 1/2 とした）
兵庫県 (R2. 4)	事業区域面積 5ha 以上	県内の太陽光発電施設の実績から、山林の自然改変を伴うものの 9 割をカバーできるように設定した（2,000kW 相当）
岡山県 (R2. 4)	改変面積（土地の区画形質の変更面積又は樹木の伐採等の面積） 20ha 以上	法対象の 1/2 の 50ha を目安に、既存の開発事例における改変面積の平均が、事業区域面積の 40%程度であったことから 20ha とした （「改変面積」については、既存の対象事業と同様の指標）
愛媛県 (R2. 4)	出力 20,000kW 以上	既存の対象事業と同様とした（法第一種の 1/2）

自治体名 (施行年月)	規模要件	規模要件の考え方
岩手県 (R2. 4)	第1種 事業敷地面積（太陽光パネルだけでなく、事務所、受変電設備、 残地森林などの敷地も含む）50ha 以上 第2種 事業敷地面積 20ha 以上 50ha 未満 （自然公園法等に基づき指定する特別地域等：1ha 以上） （自然公園法等に基づき指定する普通地域等：10ha 以上）	先進県を参考に設定した （普通地域と特別地域については、既存の対象事業と同様）
栃木県 (R2. 10) (予定)	敷地面積 50ha 以上又は森林伐採面積 20ha 以上 （配慮地域：敷地面積 15ha 以上） （特別配慮地域：敷地面積 10ha 以上）	既存の対象事業（面開発等）と同様とした （森林伐採面積は先進県を参考とした）